

沼田市立義務教育諸学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

沼田市教育委員会

目次

第1 本計画策定の趣旨等	1
1 本計画の趣旨	
2 本計画の対象	
3 本計画の期間	
第2 本市の現状	2
1 在校等時間の定義	
2 沼田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に定める 時間外在校等時間の上限	
3 本市の現状と課題	
(1) 時間外在校等時間（年平均）	
(2) 時間外在校等時間（年間）	
(3) 時間外在校等時間（月別区分別割合）	
第3 本計画の目標	6
1 時間外在校等時間に関する目標	
2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
1 業務の3分類を踏まえた業務の見直し	
2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
第5 実効性の確保	9
1 市教育委員会における取組	
2 学校における取組	
3 保護者・地域・関係団体との連携	

沼田市立義務教育諸学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月23日
沼田市教育委員会

■第1 本計画策定の趣旨等

1 本計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は全国的に進められているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ課題となっている。教育職員がゆとりをもって、自ら学び、子供たち一人一人としっかり向き合う時間を確保することにより、豊かな学びを届けることができる。教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、よりよい教育を行うため、学校における働き方改革は急務である。

沼田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」及び「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言など、群馬県教育委員会から示されている方向性を踏まえ、教育職員の働き方改革に向けた労働安全衛生管理体制の整備と、学校行事や会議・研修等の削減・見直しや ICT 等を活用した勤務時間の記録など、業務削減や業務効率化について具体的な取組を推進してきた。

群馬県においては、令和6年3月に「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）を策定し、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教育職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教育職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

国においては、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

市教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「沼田市立義務教育諸学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

2 本計画の対象

本計画は、沼田市立義務教育諸学校の教育職員（給特法第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下「教育職員」という。）を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 本計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

■第2 本市の現状

1 在校等時間の定義

(1) 本計画における「在校等時間」

国指針に示されている「在校等時間」を基本とする。

具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- ① 給特法第6条及び県条例第7条第2項に規定される業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間
- ④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

在校等時間の記録方法

- ・ 在校等時間の記録については、県教育委員会が定める方法で記録する。
- ・ 校内環境の事情等から、県教育委員会が定める方法で記録ができない教員等がいる場合には、適切な方法により記録を行う。
- ・ 当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各学校において、その管理及び保存を適切に行う。

なお、当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

2 沼田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に定める時間時間外 在校等時間の上限

市教育委員会は、「群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第8条の規定に基づき、「沼田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」（以下「規則」という。）を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を行っている。

【規則の概要】

○沼田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(令和2年沼田市教育委員会規則第2号)

【原則】

教育職員の業務量の適切な管理を行うため、1日の在校等時間から、所定の勤務時間を減じた時間（以下「時間外在校等時間」という。）において、次に掲げる時間を上限の範囲内とする。

- ① 1か月 45時間
- ② 1年間 360時間

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間において、次に掲げる時間又は月数の上限の範囲内とする。

- ① 1か月 100時間未満
- ② 1年間 720時間
- ③ 複数月の平均 月80時間
- ④ 45時間を超える月数 6箇月

留意ポイント

- ・時間外在校等時間の上限の範囲の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならない。
- ・当該上限の範囲を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本計画のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避ける。
- ・仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合、校長は、その実態把握に努めるとともに、教員等が業務の持ち帰りを行わないよう取組を進める。
- ・当該上限の範囲の時間まで教員等が在校、勤務することを推奨するものではない。

3 本市の現状と課題

本市における教育職員の令和6年度の時間外在校等時間の現状と課題は、以下のとおりである。

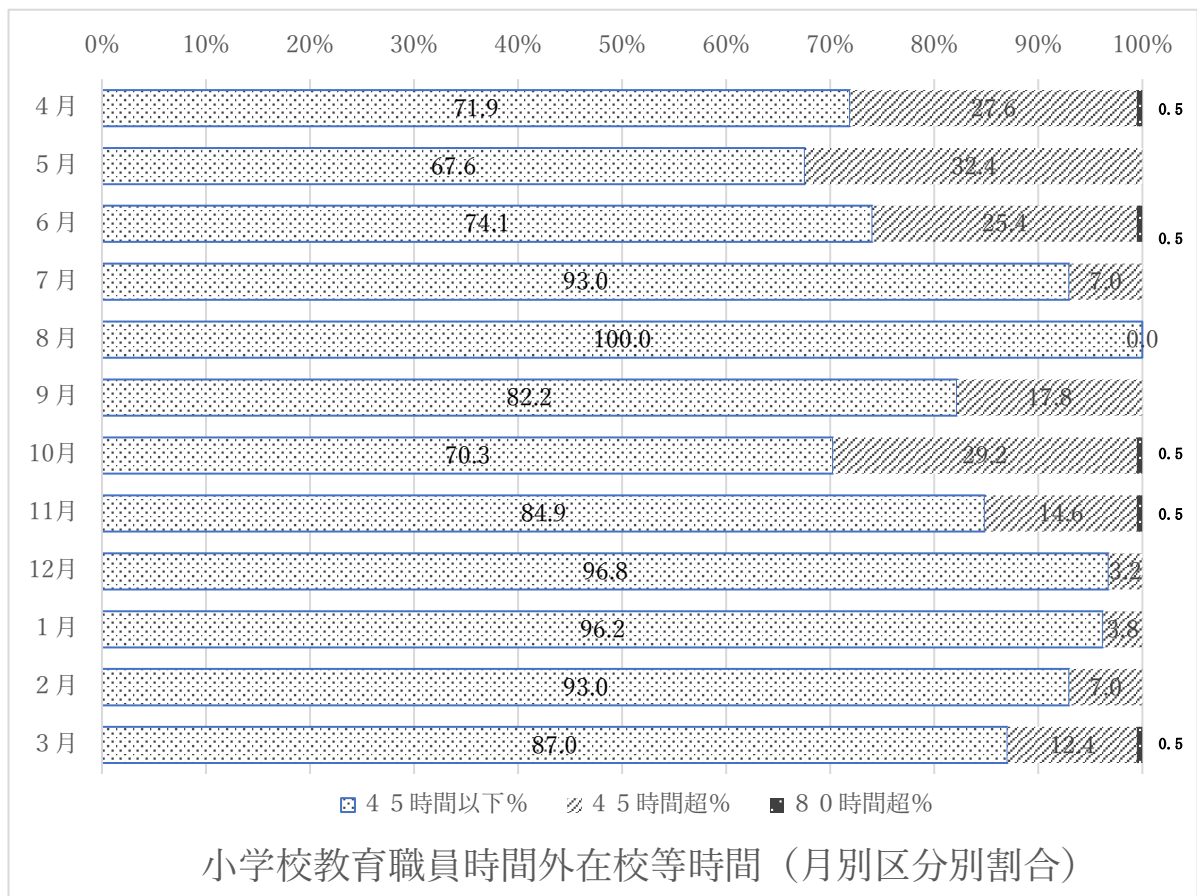
(1) 時間外在校等時間（年平均）

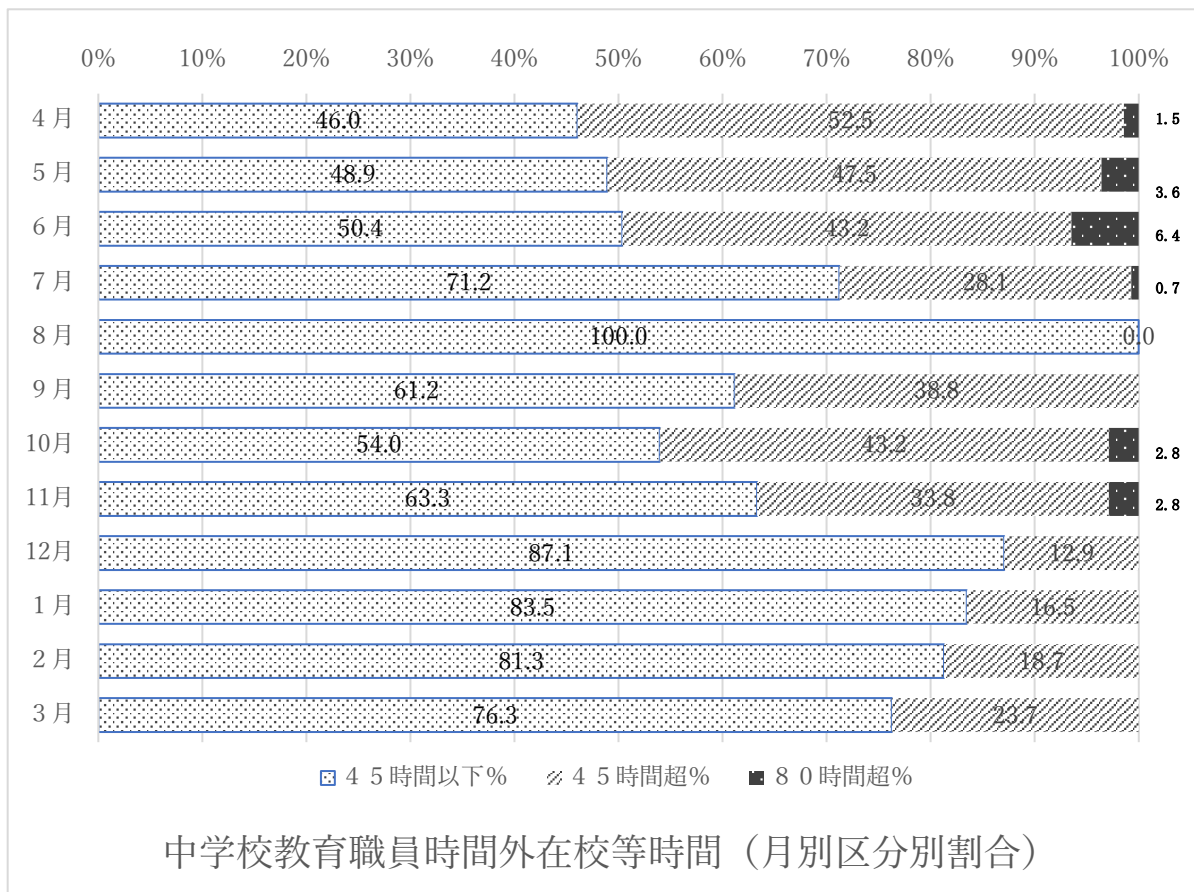
	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31時間	8.5%	0%
中学校	月36時間	32.0%	0%

(2) 時間外在校等時間（年間）

	360時間以内の教育職員の割合	360時間超えの教育職員の割合	合計
小学校	47.24%	52.76%	100%
中学校	38.02%	61.98%	100%

(3) 時間外在校等時間（月別区分別割合）





（令和6年4月～令和7年3月）

[毎月実施している時間外在校等時間調査より]

現状

(1)によると、令和6年度の時間外在校等時間の月平均時間は、小学校で31時間、中学校で36時間であった。また、年間では、月45時間を超える割合が小学校で8.5%、中学校で32.0%、月80時間を超える割合については小中併せて0%であった。年間を通した平均値を見ると、小学校では多くの教育職員が時間外在校等時間45時間以内で勤務を行っていることが分かるが、中学校では、時間外在校等時間が45時間を超える割合が依然として32.0%いる。(3)の月別の時間外在校等時間の状況を見ると、学期始めや行事の多い4～6月と9～11月の勤務時間が長くなっていることが分かる。中学校においては、この時期に月80時間を超えて勤務している職員も存在しているが、総合体育大会や新人大会、文化的行事等が実施される時期であり、部活動及び学校行事による大幅な超過勤務が、時間外在校等時間が多い原因の一つとして考えられる。

(2)は、令和6年度の年間の時間外在校等時間を、年間360時間を基準として分類した割合を示している。1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教育職員の割合は小学校で52.76%、中学校で61.98%であった。これは「沼田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」で設定している上限の範囲を過半数の教育職員が超えていることを示しており、国が掲げる「令和11年度までに、1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度にする」という目標と比較すると、両校種とも現時点では目標を達成することができていない状況であることが分かる。

これらの結果から、年平均では月45時間以内で勤務している教育職員の割合は多くなってはいるが、月ごとの偏り及び個人別の負担の偏りが顕著であることが分かる。特に中学校では、部活動や学校行事、校務分掌などの業務が特定の教育職員に集中し、長時間勤務を招いている傾向がある。過重な勤務は心身の健康リスクを高めるだけでなく、教育の質にも影響を及ぼすことが懸念される。

■第3 本計画の目標

1 時間外在校等時間に関する目標

以上の現状を踏まえ、次のとおり目標を定める。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間超えの割合を0%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間が30時間を下回るようにする

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
【令和6年度：11.1%】
- ・ ストレスチェックにおけるワーク・エンゲイジメントに係る質問への肯定的な回答の割合を75%以上にし、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
【令和6年度：72.8%】

■第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

1 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

(1) 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 通学路の安全確保については、地域や関係団体と連携を図りながら、「沼田市通学路見守りサポート」を継続的に実施する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・ 学校徴収金（教材費等）の徴収・管理については、現在数校で行っている教育職員が関与しない方法で徴収・管理することを普及させ、教育職員が現金を直接取り扱う機会を減らす。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動の実施においては、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うよう、働きかける。地域学校協働活動推進員と学校との連絡調整について、教頭に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行う。

◆過剰な苦情・不当な要求への対応（「3分類」⑤関係）

- ・過剰な苦情や不当な要求への対応については、県のスクールロイヤーや臨床心理士など、専門的知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。
- ・学校側は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教育職員が一人で課題を抱え込まないよう、組織的な体制を整備する。

(2) 教師以外が積極的に参加すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。
- ・校内の情報・データを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計等への負担軽減を図る。

◆ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、委託業者を中心に整備し、教育職員の業務負担軽減と安定的な運用を進める。

◆体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・体育館等の施設・設備を開放する場合には、地域住民等とも連携しながら、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、組織的な体制を整備する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・各学校における部活動設置数の見直しを検討し、複数顧問体制を実現する。
- ・本市の「適正な部活動の運営に向けて」や各校で設定している「部活動運営方針」に基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
- ・「沼田市立中学校等部活動地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する計画」に基づき、部活動指導員や外部指導者の活用や、休日の学校部活動の地域クラブ活動での実施等、部活動の地域展開を推進する。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・デジタル教材やICTツールの活用を促進し、準備作業の効率化と教育の質の向上を両立させるために定期的に見直しをする。

◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・校務支援システムなどのICTツールを活用し、評価業務の効率化と正確性の向上を推進する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務については、事務職員との協働体制を構築し、教育職員の業務負担軽減を図る。

◆ 支援が必要な児童生徒・家族への対応（「3分類」⑱関係）

- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家、警察や児童相談所、市子ども課などの行政機関等を活用する。
- ・不登校対応においては、「Nプロジェクト」を踏まえ、関係各機関と連携し対応する。また、沼田市教育支援センター「きずな」や「つなぐんオンラインサポート（つなサポ）」との連携を図り、オンラインによる学習支援・相談支援活用を推進する。

(4) 上記3分類以外の措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

◆ 教育課程の編成・見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

◆ 学校行事・研修の精選

- ・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果も確認しつつ教育職員の業務負担軽減を図る。
- ・各校においては、年間計画の段階で会議・研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

◆ 学校の校時表の編成・見直し

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃に係る時間や頻度の見直し、放課後に行われる児童生徒の活動時間（部活動を含む。）の勤務時間内での設定など、校時表の工夫を行う。

◆ 校務支援システムの活用

- ・校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷や配布の手間を削減する。
- ・文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

◆ 留守番電話の対応

- ・所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。
- ・保護者や地域住民、関係団体等に対しては、対応可能な時間帯を明確に周知する。

2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の取組を計画的かつ継続的に推進する。

◆ 働きやすい職場づくり

- ・教育職員の同僚性が高く働きやすい職場環境の整備を進める。
- ・ハラスメント防止に向けて風通しのよい学校づくりを進める。

◆ 有給休暇の取得促進

- ・教育職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。また、夏季休業期間は4日間、冬季休業期間は2日間の取得を促進する。

- ・ 定時退校日や一斉閉校期間を設定し、学校全体で休暇取得を促進する雰囲気づくりを図る。
- ◆メンタルヘルス研修や相談事業等の利用促進
 - ・ 心の健康の保持増進とメンタルヘルス不調の予防を図るため、県が実施している階層別メンタルヘルス研修やセルフケア研修、精神科医による相談や公立学校共済組合の協力による各種相談事業等について、教育職員が気軽に安心して利用できるよう、周知する。
- ◆ストレスチェックの実施と結果の活用
 - ・ 全校で年1回以上のストレスチェックを100%実施し、教育職員自身によるストレス状態の把握を支援するとともに、メンタルヘルスケアに関する情報提供や服務規律研修等を通じて、メンタルヘルス不調のリスク低減を図る。
- ◆医師面接指導の実施
 - ・ 月80時間を超える時間外在校等時間が発生した場合には、管理職が面談を行い、必要に応じて医師による面接指導を実施する。また、面接後のフォローアップ体制として、医師やスクールカウンセラーとの連携を強化し、必要に応じて勤務軽減措置を講じる。

■第5 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識した上で、本計画の実効性を確保するため、市教育委員会及び校長、各教育職員は以下の取組を進める。

1 市教育委員会における取組

- ・ 市教育委員会は、学校の管理運営について責任を有し、即ち教育職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を負う立場にあることから、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら、取組を推進する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、毎月実施している在校等時間記録で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。これらのデータは、校長会や教頭会等で共有し、改善のPDCAサイクルを確立する。
- ・ 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指して、支援・指導等を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会や研修会において、管理職向けにマネジメント等に関する研修を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。

2 学校における取組

- ・各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。
- ・各校長は、本計画や、学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教育職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教育職員の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・各校長は、特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教育職員がいる場合には、業務や環境整備等の状況について検証を行い、当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教育職員は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・市教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努める。また、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。